淀川労務協会ＦＡＸ通信

2022-4

Yodogawa Labor Management Society／Fax Information

〒532-0011 大阪市淀川区西中島３丁目８番２号ＫＧビル１０Ｆ
TEL (06)6838-1711　FAX (06)6838-1789
Email　info@yodogawaroukyou.gr.jp
URL　http://www.yodogawaroukyou.gr.jp

たいせつにします プライバシー
20000963(08)

Twitter やメールマガジンでは随時最新情報を配信しています。ぜひ、登録をお願いします。
ID:@yodogawaroukyou
メールマガジンは HP から登録できます

Monthly Hot News

２０２２年１０月から段階的に一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます

１．対象となる企業

現 在	2022年10月～	2024年10月～
従業員数501人以上の企業	従業員数101人以上の企業	従業員数51人以上の企業

従業員数は以下の A ＋ B の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A		B
フルタイムの従業員数	＋	週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数 ※従業員には、パート・アルバイトを含みます。

※対象となる事業所へ2022年８月までに日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを知らせる通知書類が届く予定です。

２．新たな加入対象者

新たな加入対象者は、以下の全てに該当するパート・アルバイトの方です。

- **週の所定労働時間が20時間以上30時間未満**（※週所定労働時間が40時間の企業の場合）
  契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。
  ※契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が２ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続くと見込まれる場合には、３ヶ月目から保険加入とします。
- **月額賃金が8.8万円以上**
  基本給及び諸手当を指します。ただし、残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。
  【含まれない例】
  - １月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
  - 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
  - 最低賃金に算入しないことが定められた賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）
- **２ヶ月を超える雇用の見込みがある**
  ※現行の「継続して１年以上雇用の見込みがある」から変更となりました。
- **学生ではない**
  ※休学中や夜間学生は加入対象です。

３．必要な手続き

（１） 新たに被保険者となる短時間労働者の把握

短時間労働者で、被保険者となっていない従業員等の労働条件を確認する必要があります。

（２） 従業員への説明

これまで配偶者の扶養範囲内で労働条件を抑えて働いていた従業員等へ、2022年10月以降は「２．新たな加入対象者」に記載の労働条件によって社会保険の被保険者となることを説明いただく必要があります。

（３） 2022年10月以降の資格取得届の準備

（１）、（２）の確認の結果、新たに被保険者となる従業員に対する資格取得の届出を2022年10月から行っていただくことになります。（※）

※社会保険事務手続きを当協会へご委託の事業所様は当協会担当者までご連絡をお願いいたします。

2022 年４月から 65 歳未満の方の在職老齢年金制度が見直されました

2022 年 3 月以前の 65 歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額（※1）と老齢厚生年金の基本月額（※2）の合計が「28 万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、**「28 万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。**2022 年 4 月以降は 65 歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47 万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、**「47 万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。**

※1　総報酬月額相当額
（その月の標準報酬月額）＋（その月以前 1 年間の標準賞与額の合計）÷12
※2　基本月額
加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の月額

［例：年金の基本月額が 10 万円で総報酬月額相当額が 26 万円、合計額 36 万円の場合］

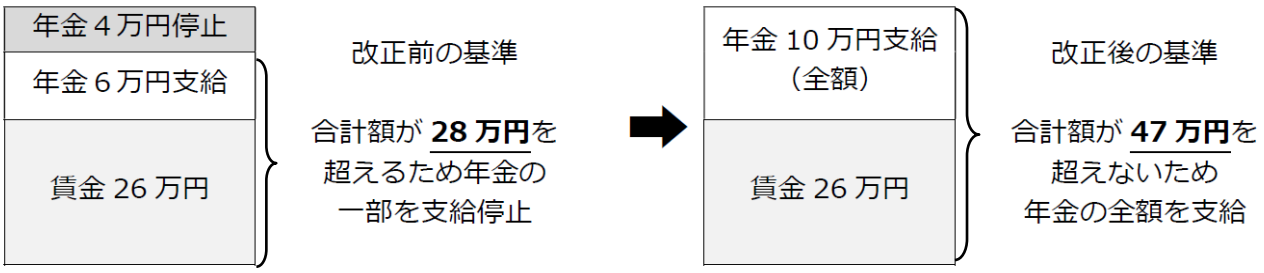

２０２２年４月から年金手帳は基礎年金番号通知書に変わります

新たに年金制度に加入する方及び年金手帳の紛失等により再発行を希望する方には、**基礎年金番号通知書**を発行いたします。これまで、事業所を通じて提出された届書等に基づいて発行した「年金手帳」は事業所宛に送付されていましたが、2022年4月以降、「年金手帳」に替わって発行される「基礎年金番号通知書」は、原則として、被保険者宛に送付されます。

宛先不明等の理由で被保険者にお届けできなかった場合には、事業所宛に送付されますので、事業主を通じて被保険者に交付してください。

※既に年金手帳をお持ちの方には基礎年金番号通知書は発行されません。引き続き、年金手帳を大切に保管してください。

この度、社会保険労務士法人淀川労務協会のホームページをリニューアルし、人事労務ニュースや書式集などをより見やすく改善しました。また、併設する北大阪建設組合のホームページのリニューアル及び松井行政書士事務所のホームページを新設し、グループ全体で相互リンクすることでお客様が必要とされている情報を提供できるホームページを目指しております。ぜひご参照ください。